

青森県報

号外第十八号

令和三年
三月二十九日
(月曜日)

目 次

○青森県自転車の安全な利用等の促進に関する条例……………	(県民生活課) ……二
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課) ……五
○青森県国民スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例……………	(国民スポーツ大会準備室) ……六
○青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例……………	(県民生活課) ……七
○青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……七
○青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(医療薬務課) ……九
○青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(保健衛生課) ……二六
○青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………	(同) ……三〇
○青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………	(こどもみらい課) ……三三
○青森県家畜検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(畜産課) ……三三
○青森県道路法施行条例の一部を改正する条例……………	(道路課) ……三三
○青森県港湾管理条例の一部を改正する条例……………	(港湾空港課) ……四〇
○青森県都市公園条例の一部を改正する条例……………	(都市計画課) ……四一
○青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(建築住宅課) ……四二

○青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………	(教育庁 教職員課) ……五五
○青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例を廃止する条例……………	(保健衛生課) ……五五

青森県自転車の安全な利用等の促進に関する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四号

青森県自転車の安全な利用等の促進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、自転車の安全な利用等の促進について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び交通安全団体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全な利用等の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全な利用等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運転によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する保険又は共済をいう。
- 三 自転車の安全な利用等 自己の安全を確保するとともに他者の安全に配慮して自転車を利用すること及び自転車損害賠償責任保険等に加入する

ことをいう。

四 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第三条 自転車の安全な利用等の促進は、自転車が県民にとって極めて身近な交通手段であり、その利用が交通による環境への負荷の低減及び県民の健康の増進に資するものである一方、その運転によって人の生命又は身体に著しい被害を与える等の重大な事故を生じさせることがあるとの認識の下に、県、市町村、交通安全団体等が相互に連携し、及び協力して行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める自転車の安全な利用等の促進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の安全な利用等の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、自転車の安全な利用等の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する自転車の安全な利用等の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の安全な利用等の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、その事業活動に関し、県が実施する自転車の安全な利用等の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(交通安全団体の責務)

第七条 交通安全団体は、基本理念にのっとり、自転車の安全な利用等を促進するよう努めるとともに、県が実施する自転車の安全な利用等の促進に

関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民等の理解の増進)

第八条 県は、自転車の安全な利用等についての県民及び事業者の理解を深めるため、自転車の利用に係る交通安全教育の充実、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する啓発等必要な措置を講ずるものとする。

(自転車の安全運転)

第九条 自転車の運転者は、道路交通法その他の法令を遵守する等、自転車を安全に運転しなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第十条 自転車の運転者は、当該自転車に係る自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めなければならない。ただし、保護者、事業活動において自転車を運転させる事業者等が当該自転車に係る自転車損害賠償責任保険等に加入している場合は、この限りでない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の勧奨等)

第十一条 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入する者に対し、自転車の安全な利用等のために必要な情報を提供するよう努めるとともに、当該購入する自転車に係る自転車損害賠償責任保険等への加入を勧めるよう努めなければならない。

(自転車の安全な利用等に関する教育等)

第十二条 自転車を運転する未成年者の保護者は、当該未成年者に対する自転車の安全な利用等に関する教育を行うよう努めなければならない。

2 自転車を運転する児童及び生徒が在籍する学校の長は、当該児童及び生徒に対する自転車の利用に係る交通安全教育及び自転車損害賠償責任保険等への加入に関する啓発等自転車の安全な利用等を促進するための取組を実施するよう努めるものとする。

(支援)

第十三条 県は、自転車の安全な利用等の促進に関する活動を行う県民及び事業者に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村が自転車の安全な利用等の促進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、自転車の安全な利用等の促進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条の規定は、令和三年七月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和三年二月十三日から適用する。

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された感染症等防疫作業手当及びこれを基礎とする給与は、改正後の条例の規定による感染症等防疫作業手当及びこれを基礎とする給与の内払とみなす。

青森県国民スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第六号

青森県国民スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例

青森県国民スポーツ大会開催基金条例（平成二十九年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例

第一条中「（以下「大会」を「及び第二十五回全国障害者スポーツ大会（以下これらを「大会」に、「青森県国民スポーツ大会開催基金」を「青森県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第七号

青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

青森県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年十月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項及び第六項、第四条第二項及び第三項並びに第九条第二項及び第三項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

第十三条第一項中「第五十五条第一項」を「第五十五条第一項本文」に改める。

附 則

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第八号

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例の一部を改正する条例

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例（平成二十七年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「これ」を「当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改め、同号イ中「役員名簿をいう。第八条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第九号中「情報」の下に「（へに掲げる情報については、個人の住所又は居所に係る情報を除いたもの）」を加え、同号へ中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改める。

第八条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 控除対象特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第八条に次の一項を加える。

4 控除対象特定非営利活動法人は、前項の規定により事業報告書等を公表するとき、同項の規定にかかわらず、これに含まれる個人の住所又は居所に係る情報を除くことができる。

第十一条第一項中「書類」の下に「（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項第二号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

第十六条第二項第三号中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和三年六月九日から施行する。

2 改正後の青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第十一条第一項の規定は、同条例第二条に規定する控除対象特定非営利活動法人がこの条例の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、同条に規定する控除対象特定非営利活動法人が同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第九号

青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

第一条 青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号。以下「令和元年改正法」という。）」に改め、第三十八号を削り、同条第三十九号中「及び第十四条」を削り、同号を同条第三十八号とし、同条第四十号中「及び第十四条」を削り、同号を同条第三十九号とし、同条第四十一号中「附則第三条及び第六条」を「附則第六条」に改め、同号を同条第四十二号中「附則第三条及び第六条」を「附則第六条」に改め、同号を同条第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二 令和元年改正法附則第十二条第八項の規定による地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定に関する事務

第一条第四十三号を次のように改める。

四十三 令和元年改正法附則第十二条第十項の規定による医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録に関する事務

第一条に次の一号を加える。

四十四 令和元年改正法附則第十二条第十二項の規定による医薬品又は医薬部外品の区分適合性確認又は適合性確認に関する事務

別表第十九号中「若しくは第十四条」を削り、同表第四十五号及び第四十六号中「若しくは第十四条」を削り、「附則第三条若しくは第六条」を「附則第六条」に改め、同表第四十九号を次のように改める。

<p>四十九 令和元年改正法附則第十二条第八項又は令和元年改正法第二条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第六条の二第一項若しくは第六条の三第一項の規定による地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定を受けようとする者</p>	<p>地域連携薬局等認定申請手数料</p>		<p>一万二千五百円</p>
--	-----------------------	--	----------------

別表に次の三号を加える。

<p>五十 令和元年改正法附則第十二条第十項又は新法第十三条の二</p>	<p>医薬品等製造所登録申請手数料</p>		<p>二万八千二百円</p>
--------------------------------------	-----------------------	--	----------------

<p>の二第一項の規定による医薬品 医薬部外品及び化粧品製造工 程のうち保管のみを行う製造所 に係る登録を受けようとする者</p>	<p>五十一 令和元年改正法附則第十 二条第十二項又は新法第十四条 の二第一項の規定による医薬品 又は医薬部外品の区分適合性確 認を受けようとする者</p>			
	<p>医薬品等区分適合 性確認申請手数料</p>			
	<p>医薬品</p>			
<p>イ 無菌医薬品の製造工程の全 部又は一部を行う製造業に係 るもの（ロ及びハに掲げるも のを除く。）</p>	<p>ロ 医薬品の製造工程のうち包 装、表示又は保管のみを行う 製造業に係るもの（ハに掲げ るものを除く。）</p>	<p>ハ 医薬品の製造工程のうち保 管のみを行う製造業に係るも の</p>	<p>ニ イ、ロ及びハに掲げるもの</p>	
<p>十二万九百円に、当該区分適 合性確認に係る品目の数に二 千八百円を乗じて得た額及び 当該区分適合性確認に係る製 造販売業者の数に一万円を乗 じて得た額を加算した額</p>	<p>七万六千円に、当該区分適合 性確認に係る品目の数に五百 円を乗じて得た額及び当該区 分適合性確認に係る製造販売 業者の数に一万円を乗じて得 た額を加算した額</p>	<p>六万五千六百円に、当該区分 適合性確認に係る品目の数に 五百円を乗じて得た額及び当 該区分適合性確認に係る製造 販売業者の数に一万円を乗じ て得た額を加算した額</p>	<p>九万八千三百円に、当該区分</p>	

	<p>医薬部外品</p>	<p>以外のもの</p> <p>適合性確認に係る品目の数に千五百円を乗じて得た額及び当該区分適合性確認に係る製造販売業者の数に一万円を乗じて得た額を加算した額</p>
	<p>イ 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業に係るもの（ロ及びハに掲げるものを除く。）</p>	<p>十二万九百円に、当該区分適合性確認に係る品目の数に二千八百円を乗じて得た額及び当該区分適合性確認に係る製造販売業者の数に一万円を乗じて得た額を加算した額</p>
	<p>ロ 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの（ハに掲げるものを除く。）</p>	<p>七万六千円に、当該区分適合性確認に係る品目の数に五百円を乗じて得た額及び当該区分適合性確認に係る製造販売業者の数に一万円を乗じて得た額を加算した額</p>
	<p>ハ 医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造業に係るもの</p>	<p>六万五千六百円に、当該区分適合性確認に係る品目の数に五百円を乗じて得た額及び当該区分適合性確認に係る製造販売業者の数に一万円を乗じて得た額を加算した額</p>

造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付に関する事務

三十四 政令第二十六条の四第一項及び同条第六項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による医薬品又は医薬部外品の基準確認証の書換え交付に関する事務

三十五 政令第二十六条の五第一項及び同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による医薬品又は医薬部外品の基準確認証の再交付に関する事務

第一条中第二十三号を第三十号とし、第二十二号を第二十九号とし、第二十一号を第二十八号とし、同条第二十号中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同号を同条第二十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六 政令第二条の八の規定による地域連携薬局等の認定証の書換え交付に関する事務

二十七 政令第二条の九第一項及び第二項の規定による地域連携薬局等の認定証の再交付に関する事務

第一条第十九号中「第一条の五」を「第二条の三」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第十八号を同条第二十三号とし、同条第十七号中「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第十六号中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十五号中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第四項」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十四号中「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十三号を第十八号とし、第十号から第十二号までを五号ずつ繰り下げ、同条第九号中「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の二十第四項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第八号を同条第十三号とし、同条第七号中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第六号中「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、「及び」の下に「第九項並びに」を加え、同号を同条第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 法第十四条の二第一項及び政令第八十条第二項第七号の規定による医薬品又は医薬部外品の区分適合性確認に関する事務

- 十一 法第十四条の七の二第三項及び政令第八十条第二項第七号の規定による医薬品又は医薬部外品の適合性確認に関する事務
- 第一条第五号中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 七 法第十三条の二の二第一項及び政令第八十条第二項第三号の規定による医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録並びに法第十三条の二の二第四項の規定による当該登録の更新に関する事務
- 第一条第三号中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。
- 二 法第六条の二第一項の規定による地域連携薬局の認定及び同条第四項の規定による地域連携薬局の認定の更新に関する事務
- 三 法第六条の三第一項の規定による専門医療機関連携薬局の認定及び同条第五項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の更新に関する事務
- 別表中第四十九号から第五十二号までを削り、第四十八号を第六十二号とし、第三十九号から第四十七号までを十四号ずつ繰り下げ、第三十八号を第四十八号とし、同号の次に次の四号を加える。

<p>四十九 政令第十六条の四第一項の規定による医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付をしようとする者</p>	<p>医薬品等製造所登 録証書換え交付手 数料</p>		<p>二千円</p>
<p>五十 政令第十六条の五第一項の</p>	<p>医薬品等製造所登</p>		<p>三千円</p>

<p>規定による医薬品、医薬部外品及び化粧品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付を受けようとする者</p>	<p>録証再交付手数料</p>	<p>五十一 政令第二十六条の四第一項の規定による医薬品又は医薬部外品の基準確認証の書換え交付を受けようとする者</p>	<p>医薬品等基準確認証書換え交付手数料</p>	<p>二千元</p>
<p>五十二 政令第二十六条の五第一項の規定による医薬品又は医薬部外品の基準確認証の再交付を受けようとする者</p>	<p>医薬品等基準確認証再交付手数料</p>			<p>三千元</p>

別表中第三十七号を第四十七号とし、第三十六号を第四十六号とし、第三十五号を第四十五号とし、同表第三十四号中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同号を同表第四十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

<p>四十三 政令第二条の八第一項の規定による地域連携薬局等の認定証の書換え交付を受けようとする者</p>	<p>地域連携薬局等認定証書換え交付手数料</p>			<p>二千元</p>
<p>四十四 政令第二条の九第一項の規定による地域連携薬局等の認定証による地域連携薬局等の認定証再交付手数料</p>	<p>地域連携薬局等認定証再交付手数料</p>			<p>三千元</p>

定証の再交付を受けようとする者

別表第三十三号中「第一条の五第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同号を同表第四十一号とし、同表第三十二号中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同号を同表第四十号とし、同表第三十一号を同表第三十九号とし、同表第三十号中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改め、同号を同表第三十八号とし、同表第二十九号中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第四項」に改め、同号を同表第三十七号とし、同表第二十八号を同表第三十六号とし、同表第二十七号中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同号を同表第三十五号とし、同表中第二十六号を第三十四号とし、第十八号から第二十五号までを八号ずつ繰り下げ、同表第十七号中「第二十三条の二第二項」を「第二十三号とし、同表第二十二号とし、同表第十三号中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第十二号を同表第二十号とし、同表第十一号中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同号を同表第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

<p>十八 法第十四条の二第一項の規定による医薬品又は医薬部外品の区分適合性確認を受けようとする者</p>	<p>医薬品等区分適合性確認申請手数料</p>	<p>医薬品</p>	<p>イ 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業に係るもの（ロ及びハに掲げるものを除く。）</p>	<p>十二万九百円に、当該区分適合性確認に係る品目の数に二千八百円を乗じて得た額及び当該区分適合性確認に係る製造販売業者の数に一万円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>ロ 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う</p>	<p>七万六百元に、当該区分適合性確認に係る品目の数に五百</p>			

<p>医薬部外品</p>	
<p>ロ 医薬部外品の製造工程のうち</p>	<p>製造業に係るもの（ハに掲げるものを除く。）</p> <p>ハ 医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造業に係るもの</p> <p>ニ イ、ロ及びハに掲げるもの以外のもの</p> <p>イ 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業に係るもの（ロ及びハに掲げるものを除く。）</p> <p>円を乗じて得た額及び当該区分適合性確認に係る製造販売業者の数に一万円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>六万五千六百円に、当該区分適合性確認に係る品目の数に五百円を乗じて得た額及び当該区分適合性確認に係る製造販売業者の数に一万円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>九万八千三百円に、当該区分適合性確認に係る品目の数に千五百円を乗じて得た額及び当該区分適合性確認に係る製造販売業者の数に一万円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>十二万九百円に、当該区分適合性確認に係る品目の数に二千八百円を乗じて得た額及び当該区分適合性確認に係る製造販売業者の数に一万円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>七万六千六百円に、当該区分適合</p>

<p>十九 法第十四条の七の二第三項の規定による医薬品又は医薬部外品の適合性確認を受けようとする者</p>	
<p>医薬品等適合性確認申請手数料</p>	
<p>医薬品</p>	
<p>ロ 医薬品の製造工程のうち包</p>	<p>ハ 医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造業に係るもの 掲げるものを除く。）</p>
<p>四万三千二百円</p>	<p>性確認に係る品目の数に五百円を乗じて得た額及び当該区分適合性確認に係る製造販売業者の数に一万円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>イ 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業に係るもの（ロ及びハに掲げるものを除く。）</p>	<p>ニ イ、ロ及びハに掲げるもの以外のもの</p>
<p>六万千四百円</p>	<p>九万八千三百円に、当該区分適合性確認に係る品目の数に千五百円を乗じて得た額及び当該区分適合性確認に係る製造販売業者の数に一万円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>ロ 医薬品の製造工程のうち包</p>	<p>ハ 医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造業に係るもの 掲げるものを除く。）</p>
<p>四万三千二百円</p>	<p>性確認に係る品目の数に五百円を乗じて得た額及び当該区分適合性確認に係る製造販売業者の数に一万円を乗じて得た額を加算した額</p>

別表第十号中「第十四条第七項」の下に「若しくは第九項」を加え、「医薬品等定期適合性調査申請手数料」を「医薬品等定期適合性調査等申請手数料」に改め、「(ロ)」の下に「及びハ」を加え、

<p>ロ 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの</p>	<p>七万六百元に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの</p>	<p>九万八千三百円に、製造品目の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額</p>

を

<p>ロ 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの（ハに掲げるものを除く。）</p>	<p>七万六百元に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>ハ 医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造業に係るもの</p>	<p>六万五千六百元に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>ニ イ、ロ及びハに掲げるもの以外のもの</p>	<p>九万八千三百円に、製造品目の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額</p>

に、

ロ 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの	七万六百元に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額
ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの	九万八千三百円に、製造品目の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額

を

ロ 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの（ハに掲げるものを除く。）	七万六百元に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額
ハ 医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造業に係るもの	六万五千六百元に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額
ニ イ、ロ及びハに掲げるもの以外のもの	九万八千三百円に、製造品目の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額

に改め、同号を同表第十六号とし、同表第九号中「第十三項」を「第十五

項」に改め、「（ロ）」の下に「及びハ」を加え、

ロ 医薬品の製造工程のうち包	四万三千二百円
----------------	---------

ロ 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの	四万三千二百円
ハイ及びロに掲げるもの以外のもの	五万四千五百円

を

ロ 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの（ハに掲げるものを除く。）	四万三千二百円
ハ 医薬品の製造工程のうち保管のみを行う製造業に係るもの	四万百円
ニ イ、ロ及びハに掲げるもの以外のもの	五万四千五百円

に、

装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの	
ハイ及びロに掲げるもの以外のもの	五万四千五百円

を

ロ 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの（ハに掲げるものを除く。）	四万三千二百円
ハ 医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造業に係るもの	四万百円
ニ イ、ロ及びハに掲げるもの以外のもの	五万四千五百円

に改め、同号を同表第十五号とし、同表第八号を同表第十四号とし、同表

第七号中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同号を同表第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 法第十三条の二の二第一項の規定による医薬品、医薬部外品及び化粧品製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録を受けようとする者	医薬品等製造所登録申請手数料	二万八千二百円
十三 法第十三条の二の二第四項の規定による医薬品、医薬部外品及び化粧品製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の更新を受けようとする者	医薬品等製造所登録更新申請手数料	二万五千四百円

別表第六号中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同号を同表第十号とし、同表第五号中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に改め、同号を同表第九号とし、同表第四号中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同号を同表第八号とし、同表中第三号を第七号とし、第二号の次に次の四号を加える。

三 法第六条の二第一項の規定による地域連携薬局の認定を受けようとする者	地域連携薬局認定申請手数料		一万二千五百円
四 法第六条の二第四項の規定による地域連携薬局の認定の更新を受けようとする者	地域連携薬局認定更新申請手数料		一万二千五百円
五 法第六条の三第一項の規定による専門医療機関連携薬局の認定を受けようとする者	専門医療機関連携薬局認定申請手数料		一万二千五百円
六 法第六条の三第五項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の更新を受けようとする者	専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料		一万二千五百円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年八月一日から施行する。

青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十号

青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

営業の種類	手 称 数		金 額
	名	称	
一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「政令」という。）第三十五条第一号に掲げる営業	飲食店営業許可申請手数料		一万六千円 （臨時の施設に係るものにあつては、七千五百円）
二 政令第三十五条第二号に掲げる営業	調理機能付自動販売機営業許可申請手数料		九千六百元
三 政令第三十五条第三号に掲げる営業	食肉販売業許可申請手数料		九千六百元
四 政令第三十五条第四号に掲げる営業	魚介類販売業許可申請手数料		九千六百元 （臨時の施設に係るものにあつては、七千五百円）

五	政令第三十五条第五号に掲げる営業	魚介類競り売り営業許可申請手数料	二万円
六	政令第三十五条第六号に掲げる営業	集乳業許可申請手数料	九千六百円
七	政令第三十五条第七号に掲げる営業	乳処理業許可申請手数料	二万円
八	政令第三十五条第八号に掲げる営業	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	二万円
九	政令第三十五条第九号に掲げる営業	食肉処理業許可申請手数料	二万円
十	政令第三十五条第十号に掲げる営業	食品放射線照射業許可申請手数料	二万円
十一	政令第三十五条第十一号に掲げる営業	菓子製造業許可申請手数料	一万四千元
十二	政令第三十五条第十二号に掲げる営業	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	一万四千元
十三	政令第三十五条第十三号に掲げる営業	乳製品製造業許可申請手数料	二万円
十四	政令第三十五条第十四号に掲げる営業	清涼飲料水製造業許可申請手数料	二万円
十五	政令第三十五条第十五号に掲げる営業	食肉製品製造業許可申請手数料	二万円
十六	政令第三十五条第十六号に掲げる営業	水産製品製造業許可申請手数料	一万六千元
十七	政令第三十五条第十七号に掲げる営業	氷雪製造業許可申請手数料	二万円
十八	政令第三十五条第十八号に掲げる営業	液卵製造業許可申請手数料	二万円
十九	政令第三十五条第十九号に掲げる営業	食用油脂製造業許可申請手数料	二万円
二十	政令第三十五条第二十号に掲げる営業	みそ・しょうゆ製造業許可申請手数料	一万六千元

二十一	政令第三十五条第二十一号に掲げる営業	酒類製造業許可申請手数料	一万六千円
二十二	政令第三十五条第二十二号に掲げる営業	豆腐製造業許可申請手数料	一万四千円
二十三	政令第三十五条第二十三号に掲げる営業	納豆製造業許可申請手数料	一万四千円
二十四	政令第三十五条第二十四号に掲げる営業	麺類製造業許可申請手数料	一万四千円
二十五	政令第三十五条第二十五号に掲げる営業	そうざい製造業許可申請手数料	二万千円
二十六	政令第三十五条第二十六号に掲げる営業	複合型そうざい製造業許可申請手数料	二万六千円
二十七	政令第三十五条第二十七号に掲げる営業	冷凍食品製造業許可申請手数料	二万千円
二十八	政令第三十五条第二十八号に掲げる営業	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	二万六千円
二十九	政令第三十五条第二十九号に掲げる営業	漬物製造業許可申請手数料	一万四千円
三十	政令第三十五条第三十号に掲げる営業	密封包装食品製造業許可申請手数料	二万千円
三十一	政令第三十五条第三十一号に掲げる営業	食品小分け業許可申請手数料	一万四千円
三十二	政令第三十五条第三十二号に掲げる営業	添加物製造業許可申請手数料	二万千円

附 則

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十

十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可の申請が食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置

に関する政令（令和元年政令第二百二十三号）第十一条の規定により同令第一条の規定による改正後の食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条各号の営業に係る食品衛生法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の食品衛生法第五十五条第一項の許可の申請とみなされる場合には、当該みなされる申請に係る改正前の青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例別表に定める手数料を納入した者は、当該みなされた同項の許可の申請に係る改正後の青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例別表に定める手数料を納入した者とみなす。

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十一号

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

青森県食品衛生法施行条例（平成十二年三月青森県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和二十八年政令第二百二十九号」の下に「。以下「政令」という。」を加える。

第三条を削る。

第四条第一項を次のように改める。

法第五十四条に規定する営業の施設の基準は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ当該各号に定める規定に定めるところによるものとする。

一 政令第三十五条各号に掲げる営業（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下

「省令」という。）別表第十九の規定（同表の規定の改正に係る経過措置に関する規定を含む。以下同じ。）及び省令別表第二十の規定（同表の

規定の改正に係る経過措置に関する規定を含む。以下同じ。）

二 法第十三条第一項の規定により定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業 省令別表第十九及び別表第二十の規定並びに省令別表第二十一の規定（同表の規定の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）

三 政令第三十五条第二号及び第六号に掲げる営業 省令別表第二十の規定

第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（営業の施設の基準に係る法令が改正された場合の措置）

第四条 前条第一項の規定によりその定めるところによるものとする法令の規定が改正された場合において、当該法令の規定の改正に係る経過措置が定められないときにおける同項の規定の適用については、知事が定めるところにより、改正前の当該法令の規定の例によることができる。

別表第一から別表第三までを削る。

附 則

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号）附則第二条の規定により行う営業の施設については、改正前の青森県食品衛生法施行条例第四条第一項及び別表第三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第五十一条」とあるのは、「第五十四条」とする。

3 改正後の青森県食品衛生法施行条例第三条第一項の規定は、前項の場合には、適用しない。

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十二号

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成二十一年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県家畜検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十三号

青森県家畜検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県家畜検査手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中

豚熱	四百十円	を	豚熱	三百十円	に改める。
----	------	---	----	------	-------

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた命令等に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十四号

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例

青森県道路法施行条例（平成二十四年十二月青森県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四十一条第二項」を「第四十二条第二項」に、「第六項並びに」を「第六項、」に改め、「及び第五項」の下に「並びに第四十一条」を加える。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第七条関係）

占 用 物 件		占	
单 位	所	用 料	
第一級地	在	地	
第二級地		地	
第三級地		地	

法第三十二条
第一項第一号
に掲げる工作
物

第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電 話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔
五〇円	七九〇円	一、一〇〇円	四六〇円	七三〇円	一、〇〇〇円	四六円	長さ一メートルに つき一年	五円	一個につき一年	占用面積一平方メー トルにつき一年	一個につき一年	表平面積一平方メー トルにつき一年	一、九〇〇円
四二〇円	六五〇円	八八〇円	三八〇円	六一〇円	八三〇円	三八円	四円	二円	三七〇円	二三〇円	七六〇円	三三〇円	九六〇円
三八〇円	五八〇円	七八〇円	三四〇円	五四〇円	七四〇円	三四円	三円	二円	三三〇円	二〇〇円	六八〇円	二八〇円	六七〇円

法第三十二条 第一項第二号 に掲げる物件									
外径が○・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が○・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が○・七メートル以上○・一メートル未満のもの	外径が○・一メートル以上○・一五メートル未満のもの	外径が○・一五メートル以上○・二メートル未満のもの	外径が○・二メートル以上○・三メートル未満のもの	外径が○・三メートル以上○・四メートル未満のもの	外径が○・四メートル以上○・七メートル未満のもの	外径が○・七メートル以上○・一メートル未満のもの	その他のもの
長さ一メートルにつき一年									占用面積一平方メートルにつき一年
五五〇円	二七〇円	一九〇円	一二〇円	八二円	五五円	四一元	二七円	一九円	九一〇円
四五〇円	二三〇円	一六〇円	九一元	六八円	四五円	三四円	二三円	一六円	七六〇円
四一〇円	二〇〇円	一四〇円	八一円	六一円	四一元	三〇円	二〇円	一四円	六八〇円

法第三十二条 第一項第五号 に掲げる施設			法第三十二条第一項第四号に掲げる施設			法第三十二条 第一項第三号 に掲げる施設			法第三十二条 第一項第三号 に掲げる施設		
地下に設ける通路	上空に設ける通路	地下街及び地下室			その他のもの	自動運 行補助 施設			法第二条第二項第 五号に規定する自 動運行装置による 検知の対象として 設置する導線その 他の線類		
		階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの		道路の構造又は交通の状況を表 示する標示柱その他の柱類	他の線類	地下に設 けるもの	上空に設 けるもの	その他の もの	地下に設 けるもの
占用面積一平方メー トルにつき一年			占用面積一平方メー トルにつき一年			一本につき一年			長さ一メートルに つき一年		
五六〇円	九三〇円	Aに〇・〇一を乗じて得た額			九一〇円	九一〇円	二七〇円	四六〇円	七三〇円	九円	三元
二九〇円	四八〇円	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額			七六〇円	七六〇円	二二〇円	三八〇円	六一〇円	八円	二元
二〇〇円	三三〇円	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額			六八〇円	六八〇円	二〇〇円	三四〇円	五四〇円	七円	二元

政令第七条第一号に掲げる物件		旗ざお		標識	看板（アーチであるものを除く。）		その他のもの	法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	その他のもの
					一時的に設けるもの	その他のもの			
幕（政令第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	一本につき一年	表下面積一平方メートルにつき一年	一時的に設けるもの	一、九〇〇円	占下面積一平方メートルにつき一月	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの
	その他のもの	その他のもの	その他のもの		表下面積一平方メートルにつき一月	その他のもの			
その他のもの	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一日	一本につき一月	一本につき一年	表下面積一平方メートルにつき一年	一時的に設けるもの	一、九〇〇円	占下面積一平方メートルにつき一月	その他のもの
	一九〇円	一九円	一九〇円	七三〇円	一九〇円	一九〇円	一九〇円	一九〇円	九二〇円
	九六円	一〇円	九六円	六一〇円	九六〇円	九六円	九六円	九六円	七六〇円
	六七円	七円	六七円	五四〇円	六七〇円	六七円	六七円	六七円	六八〇円

政令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積一平方メートルにつき一年			Aに○・○二三を乗じて得た額
	その他のもの				Aに○・○一二を乗じて得た額
政令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに○・○一六を乗じて得た額	Aに○・○一九を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	Aに○・○一六を乗じて得た額	Aに○・○一九を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	
政令第七条第十二号に掲げる器具	その他のもの	Aに○・○二三を乗じて得た額			
	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに○・○一六を乗じて得た額	Aに○・○一九を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	
政令第七条第十三号に掲げる施設	上空に設けるもの	Aに○・○二三を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに○・○二三を乗じて得た額			

別表の備考第二号口中「三沢市」の下に「、むつ市」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている占用の許可に係る占用料（青森県道路法施行条例第八条ただし書の規定の適用を受ける占用料のうち令和三年度以降の年度分に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十五号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、同表第十五号中「年額 十七円」を「年額 十九円」に、

外径が〇・〇七メートル以上 〇・一メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	二十四円
-------------------------------	----------	----	------

外径が〇・〇七メートル以上 〇・一メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	二十七円
-------------------------------	----------	----	------

に、「三十六円」を「四十一円」に、「四十七円」

を「五十五円」に、「七十一円」を「八十二円」に、「九十五円」を「百十円」に、「年額 百七十円」を「年額 百九十円」に、「二百四十円」を「二百七十円」に、「四百七十円」を「五百五十円」に、「年額 十一円」を「年額 十四円」に、「年額 十六円」を「年額 二十円」に、

外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	二十四円
---------------------------	----------	----	------

を

外径が○・一メートル以上○・一五メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	三十円
---------------------------	----------	----	-----

に、「三十三円」を「四十一円」に、「四十九円」

を「六十一円」に、「六十五円」を「八十一円」に、「百十円」を「百四十円」に、「百六十円」を「二百円」に、「三百三十円」を「四百十円」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十六号を削り、同表の備考の第三号中「若しくは廃棄物の量」及び「若しくは総量」を削り、同備考の第八号中「第十号において同じ」を削り、同備考の第九号中「第十号において同じ」を削り、同備考中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とする。

附 則

1 この条例は、公布の日の翌日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、別表第一中第十三号を削り、第十四号を第十三号とする改正規定、同表第十六号を削る改正規定及び同表の備考の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている港湾施設用地の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十六号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号アの表中「七百九十円」を「九百十円」に、「三百三十円」を「三百八十円」に、「十七円」を「十九円」に、「百七十円」を「百九十円」に、「六百三十円」を「七百三十円」に、「八十一円」を「九十八円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている占用の許可又は現に成立している占用の協議に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十七号

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例（平成二十八年三月青森県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第三号中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第四号中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第五号中「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。

別表第一号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、「第一条第一項第一号イの基準を用いる場合」の下に「又は同号ただし書の規定を適用する場合」を加え、

非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル未満の 場合	三万九千円
------------------------------------	-------

を

非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル未満の 場合	十三万三千元
------------------------------------	--------

を

非住宅部分（法第十一条第 一項に規定する非住宅部分 をいう。以下同じ。）の床 面積の合計が二千平方メー トル未満の場合	三十三万六千円
---	---------

を

非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル未満の場 合	二万八千円
非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル以上二千 平方メートル未満の場合	三万九千円

に、

非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル未満の場 合	十万千円
非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル以上二千 平方メートル未満の場合	十三万三千元

に、

非住宅部分（法第十一条第 一項に規定する非住宅部分 をいう。以下同じ。）の床 面積の合計が千平方メート ル未満の場合	二十六万円
非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル以上二千 平方メートル未満の場合	三十三万六千円

に、

非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル未満の 場合	六万六千円
------------------------------------	-------

を

非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル未満の 場合	十六万八千円
------------------------------------	--------

を

非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル未満の 場合	三万四千円
------------------------------------	-------

を

非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル未満の場 合	五万円
非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル以上二千 平方メートル未満の場合	六万六千円

に、

非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル未満の場 合	十三万円
非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル以上二千 平方メートル未満の場合	十六万八千円

に、

非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル未満の場 合	二万四千円
非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル以上二千 平方メートル未満の場合	三万四千円

に、

平方メートル未満の場合	
-------------	--

第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十条第一項第一号」を「第三十五条第一項第一号」に、

非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル未満の 場合	一万七千円
------------------------------------	-------

を

非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル未満の 場合	一万九千円
------------------------------------	-------

を

非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル未満の場 合	一万二千円
非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル以上二千 平方メートル未満の場合	一万七千円

に改め、同表第二号中「第二十九条

非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル未満の場 合	一万四千元
非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル以上二千 平方メートル未満の場合	一万九千円

に、

平方メートル未満の場合	
-------------	--

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部	一万四千元
--------------------	-------

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合

二万四千円

を

分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合

二万四千円

に、

複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合

二万四千円

を

複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合
複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合

一万四千円

に改め、

「第十条第一号イ(1)の基準を用いる場合」の下に「又は同号ただし書の規定を適用する場合」を加え、

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の

三十三万六千円

を

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合

二十六万円

に、

非住宅建築物又は複合建築物

三十三万六千円

場合

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合

十三万三千円

複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合

三十三万六千円

を

を

物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合

十万千円

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合

十三万三千円

複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合

二十六万円

複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル未満の場合

三十三万六千円

に、

に、

第一項」を「第三十六条第一項」に、

複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が二百平方メー トル以上二千平方メートル 未満の場合	十三万三千元
--	--------

を

複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が三百平方メー トル以上千平方メートル未 満の場合	十万元
複合建築物の非住宅部分の 床面積の合計が千平方メー トル以上二千平方メートル 未満の場合	十三万三千元

トル以上二千平方メートル 未満の場合	
-----------------------	--

に改め、同表第三号中「第三十一条

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が三百平方メートル以 上二千平方メートル未満の場合	一万二千元
--	-------

を

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が三百平方メートル以 上千平方メートル未満の場合	七千元
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部 分の床面積の合計が千平方メートル以上 二千平方メートル未満の場合	一万二千元

に、

複合建築物の非住宅部分の床面積の合計	七千元
--------------------	-----

複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	一万二千元
--	-------

を

が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	一万二千元
複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	一万二千元

に改め、

「第十条第一号イ(1)の基準を用いる場合」の下に「又は同号ただし書の規定を適用する場合」を加え、

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	十六万八千元
--	--------

を

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	十三万円
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	十六万八千元

に、

非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の	五万円
--------------------------	-----

複合建築物の非住宅部分の		複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合		非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合
六万六千円		十六万八千円		六万六千円

を

を

複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未		複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未	複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未	合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合
五万円		十六万八千円	十三万円	六万六千円	

に、

に、

床面積の合計が二百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合

を

満の場合	
複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	六万六千円

に改め、同表第四号中「第三十六条

第一項」を「第四十一条第一項」に、「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に、

非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合

一万四千元

を

非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	一万四千元
非住宅建築物の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	二万四千元

に、

複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合

二万四千元

を

複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	一万四千元
複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	二万四千元

に改め、

「第一条第一項第一号イの基準を用いる場合」の下に「又は同号ただし書の規定を適用する場合」を加え、

複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル	三十三万六千円
---------------------------------------	---------

を

複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	二十六万円
複合建築物の非住宅部分の	三十三万六千円

に、

非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	十三万三千円
---------------------------------------	--------

を

非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	十万千円
非住宅建築物の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	十三万三千円

に、

「第一条第一項第一号イの基準

非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	三十三万六千円
---------------------------------------	---------

を

非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	二十六万円
非住宅建築物の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	三十三万六千円

に、

又は」を「第一条第一項第一号イの基準を用いる場合若しくは同号ただし書の規定を適用する場合又は」に、

未満の場合

複合建築物の非住宅部分の
床面積の合計が三百平方メー
トル以上二千平方メートル
未満の場合

十三万三千円

を

床面積の合計が千平方メー
トル以上二千平方メートル
未満の場合

十万千円

に改め、同表第五号中「第一条第一

項第一号イの基準を用いる場合」の下に「又は同号ただし書の規定を適用する場合」を加え、

非住宅部分の床面積の合計
が二千平方メートル未満の
場合

十六万八千円

を

非住宅部分の床面積の合計
が千平方メートル未満の場
合
非住宅部分の床面積の合計
が千平方メートル以上二千
平方メートル未満の場合

十三万円

十六万八千円

に、

非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル未満の 場合	一万七千円
------------------------------------	-------

を

非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル未満の 場合	一万九千円
------------------------------------	-------

を

非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートル未満の 場合	六万六千円
------------------------------------	-------

を

非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル未満の場 合	一万二千円	非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル以上二千 平方メートル未満の場合	一万七千円
-----------------------------------	-------	---	-------

非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル未満の場 合	一万四千円	非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル以上二千 平方メートル未満の場合	一万九千円
-----------------------------------	-------	---	-------

に、

非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル未満の場 合	五万円	非住宅部分の床面積の合計 が千平方メートル以上二千 平方メートル未満の場合	六万六千円
-----------------------------------	-----	---	-------

に、

に改め、同表の備考の第三号中「第

三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同備考の第四号中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同備考の第五号中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、同備考の第六号中「第三十条第二項（法第三十一条第二項）」を「第三十五条第二項（法第三十六条第二項）」に改める。

附 則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「二、五三五人」を「二、四三二人」に、「一九二人」を「一八七人」に、「一、二〇二人」を「一、二二四人」に、「三、〇六五人」を「三、〇一七人」に、「四、八〇八人」を「四、六八九人」に、「一一、八二六人」を「一一、五六三人」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十九号

青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例を廃止する条例

青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例（昭和三十四年一月青森県条例第三号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十二条」に改める。

第四十四条を削り、第四十五条を第四十四条とし、第四十六条から第五十三条までを一条ずつ繰り上げる。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円